



注：このたよりは、土地区画整理事業の完了まで、考える会たよりも兼ねることにいたします。
引き続き考える会区域の皆様にも、たよりをお送りさせていただきます。

～全組合員のご意見をお聞きしました！～

6月・7月から居宅・作業所等の補償調査を行い併せて個別面談を進めてきましたが、10月末で全組合員のご意見を伺うことができました。ご家庭の事情等により詳しくお話が出ていない方や電話での対応のみの方もおられますが、引き続き説明やお話を伺っていく予定です。これまでのご意見等の概要は下記のとおりです。



- ・約9割の方は土地区画整理事業の実施について賛同または一定ご理解いただきました。
- ・将来の土地利用面積については、共同売却が最も多く、希望面積は全体の約3割を占めています。次いで、沿道ゾーン、農地ゾーンがそれぞれ約2割、住宅ゾーン・共同賃貸・工場ゾーンが計3割を占める結果となっています。
- ・換地の場所や面積、居宅の補償、農業の継続等については個別の課題が多くありました。

地区内にお住まいの方への説明会を実施しました。

居宅の方々からは補償に対する厳しいご意見・質問・相談等があり、10月31日夜、移転のご協力が必要な18世帯の方を対象に、再度説明会を開催しました。現在、個別に説明・相談等を行っています。



現在、事業実施に向けて各種検討・協議を進めています

上記の内容を踏まえ現在、区域や土地利用・事業費等の見直しを行うとともに、個別の課題についても引き続き検討・調整を行っています。また交野市・大阪府、JR、大阪瓦斯・関西電力等々との協議、隣接する寝屋川市との調整、水利組合との調整、誘致企業との交渉・協議なども進めています。

それらの経過を踏まえ、12月23日に総会・説明会を開き、検討状況を皆様にご説明する予定です。

～地区界測量 準備中！～

地区界とは…

「区画整理施行地区界」を意味し、地区界測量とは区画整理地区界に隣接する土地との境界を確定する作業です。7月以降、道路、水路等の公共用地を調査していましたが、地区界測量では立会が必要となります。

現在、境界を確定するにあたり立会に必要な申請書類等の準備を行っています。

◆ 対象地権者さまへのお願い ◆

1. 対象地権者さま

地区界に隣接し、境界が未確定の土地をお持ちの方

2. お願いする内容

「境界確定協議申請書」及び「境界確定図」を作成するにあたり、一切の事務を申請人（対象地権者さま）から昭和株式会社（測量士資格保有者）に委任頂く。

※境界確定協議申請書とは、官民境界を確定するための境界立会に必要な書類を作成する事です。

※委任状及び境界確定協議申請書には、申請人の実印（印鑑証明書付）が必要となります。

3. その後の予定

- ① 押印頂いた「境界確定協議申請書」を市役所へ提出。
- ② 境界の立会について（依頼）の発送。
- ③ 境界の立会（市へ境界確定協議申請書を提出後、約1ヶ月後）

関係者の皆様には、別途ご案内させていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。



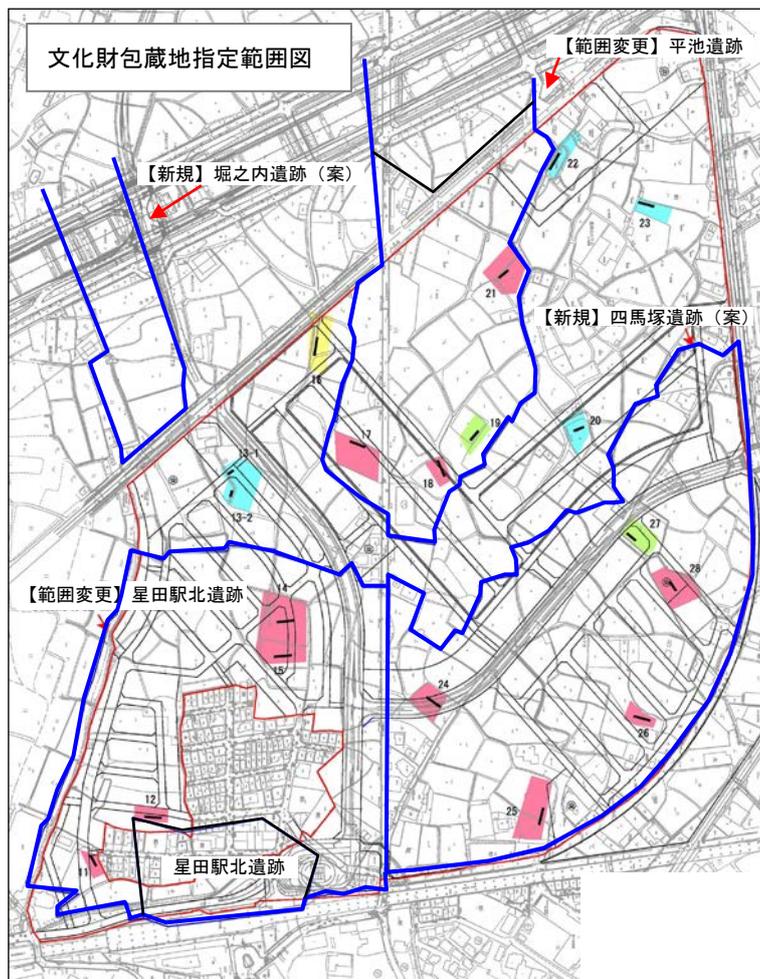
埋蔵文化財 試掘調査結果報告

埋蔵文化財の試掘調査に結果に基づき、交野市では既知の文化財包蔵地の範囲の拡大と新たな包蔵地の指定が行われるとともに、今後周知が図られます。

(右図参照)

本発掘調査については、今後交野市と協議していきますが、組合設立認可後の実施となります。

凡例	
	中世以前の遺構を検出した調査区
	時期不詳の遺構を検出した調査区
	遺物が出土した調査区
	遺構・遺物ともに確認されなかった調査区
	新規・範囲変更案
	地区界
	変更前範囲



区画整理豆知識 その⑤ 定款について

✓ 定款とは・・・

○土地区画整理組合（法人）の目的、組織、活動などに関する根本規則です。

○定款には土地区画整理法第15条により、以下の事項を必ず記載します。

1. 組合の名称
2. 施行地区に含まれる地域の名称
3. 事業の範囲
4. 事務所の所在地
5. 参加組合員[※]に関する事項 ※：市や公社など
6. 費用の負担に関する事項
7. 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
8. 総会に関する事項
9. 事業年度
10. 公告の方法
11. その他(権利の評価の方法、土地の面積の決定方法、上下水道などの管理・処分の方法、会計に関する事項)

○また、処務規程、保留地処分規程なども総会の議決を経て決めていきます。



12月23日（土）に総会・説明会を予定！

現在、行政各方面との協議・調整を進めており、本組合の認可と都市計画手続きとの整合を図るため、下表のとおり、一部スケジュールが変更になりました。

今後の予定（目標）		都市計画手続きの予定
平成29年 11月	◆個別面談とその結果に基づく土地利用計画・事業計画等の見直し、検討	
12月	◆総会・全体説明会 施行地区の変更、 作業進捗状況の説明	都市計画案の縦覧 (12月4日～18日)
平成30年 1月	区画整理の手続き（施行地区予定地の公告）	交野市都市計画審議会
2月	◆総会・全体説明会 事業計画、定款※3ページ参照 [案] ◆組合設立本同意 ※同意書・起工承諾書・換地申出書収集開始	大阪府都市計画審議会
3月	(組合設立認可事前協議)	都市計画決定（3月）
4月		
5月	◆組合設立認可申請	
夏頃	◆組合設立認可(事業認可) ◇造成用土砂の搬入開始・1工区造成着手	

周辺地区の動き



- ◆星田北地区でも、事業認可に向けて検討が進んでおり、11月26日（日）に区域変更のための総会が開催されます。
- ◆寝屋2丁目地区では、先般行ったアンケート調査の結果について、整理中とのことです。

星田駅北土地区画整理準備組合 事務局 現地事務所

所在地：〒576-0016 交野市星田1丁目49-11

電話：072-800-1419

FAX：072-800-1429



原則として火曜日と木曜日の午前9:30～午後5:30は事務局員が在室していますので、ご意見・ご質問・ご相談等ございましたら、お気軽にお出かけください。

星田駅北土地区画整理準備組合 事務局

【戸田建設(株)大阪支店】〒550-0005 大阪市西区西本町1-13-47

TEL06-6531-6741 担当:土木営業部 三村・山口・窪田（土日祝日を除く平日9:00～17:30受付）

【交野市役所都市計画部第二京阪道路沿道まちづくり推進室】※市でも引き続き相談等に対応します。

〒576-8501 交野市私部1-1-1

TEL 072-892-0121(内線283) 担当：古金、笠木（土日祝日を除く平日9:00～17:30受付）

＜ご不明な点やご意見・ご相談等ございましたら、何でも結構ですので、お気軽にお問い合わせ下さい＞

当たよりは、市役所ホームページでもご覧いただけます。<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/dai2endou/>